

株式会社即決営業に関する集团的消費者被害回復手続 Q & A

Q 1 共通義務確認訴訟とはどのようなものですか。

A 1 集团的消費者被害回復訴訟手続の第 1 段階として、同じような被害を受けた多数の消費者に代わり、特定適格消費者団体が事業者を相手方（被告）として行う、金銭支払義務を確認するための訴訟です。今回ホクネットが提起した共通義務確認訴訟は、(株)即決営業との間で電話勧誘販売により商品の売買契約や研修に係る役務の提供契約（以下「本件売買等契約」といいます。）を締結した消費者が、これをクーリング・オフした場合に、クーリング・オフの効果として(株)即決営業はその消費者が支払った代金全額を返還する支払義務があることの確認を求めるものです。

※詳しくは[こちら（動画リンク）](#)をご覧ください。

Q 2 (株)即決営業に支払をしたすべての人が対象となるのですか。

A 2 今回の共通義務確認訴訟では、(株)即決営業との間で、平成 28 年 10 月 1 日以降に電話勧誘販売により本件売買等契約を締結して、同訴訟の審理（口頭弁論）の最終日までに(株)即決営業に対しその代金の支払をしており、基準日までに(株)即決営業に対し本件売買等契約のクーリング・オフをした消費者を対象にしています。

Q 3 対象者はどのようにして(株)即決営業から返金を受けることができるのですか。

A 3 第 1 段階の共通義務確認訴訟で(株)即決営業の支払義務を確認する判決が確定した場合に、対象の消費者は、その後にホクネットが裁判所に申し立てる第 2 段階の簡易確定手続に参加することによって、自分で裁判を起こすよりも簡単な手続と低額の費用負担で返金を受けることができる可能性があります。

Q 4 本当に返金が受けられるのですか。

A 4 現時点においては、将来の返金に充てるための(株)即決営業の財産が確保されている訳ではありませんので、将来の返金が本当に実現できるかどうかは分かりません。

Q 5 第 2 段階の手続が開始されるのはいつですか。また、それを知ることはできますか。

A 5 共通義務確認訴訟（第１段階）の結果、支払義務を確認する判決が確定してからです。第１段階の訴訟の経緯や第２段階の手続を開始する場合は、ホクネットのホームページでお知らせします。また、下記の登録受付フォームから、氏名・住所等の連絡先や契約内容などを事前登録していただくと、登録者にはメールで第２段階の手続参加申込みのご案内を差し上げます。

※登録受付フォーム：[（リンク）](#)

Q 5 事前登録をすると、自動的に訴訟や手続に参加することになりますか。

A 5 いいえ。登録は被害の状況把握と被害回復手続に関する情報をお知らせするためのものであり、参加する義務や拘束は一切ありません。

Q 6 なぜ事前登録が必要なのですか。

A 6 今回の被害がどれほど広がっているかを把握するためと、第１段階の共通義務確認訴訟が終了して、第２段階の簡易確定手続が行われる場合に、手続の対象となる方に情報をお知らせするためです。

Q 7 被害回復手続の進行状況はどうやって知ることができますか？

A 7 ホクネットのホームページにおいて、手続の進行状況を随時お知らせしていきます。

Q 8 事前登録した内容は削除できますか。

A 8 はい。お申し出があれば、いつでも登録内容の削除を受け付けます。

Q 9 事前登録のほかに、何か今しておくべきことはありますか。

A 9 (株)即決営業に支払をした人は、契約書、振込みの明細書、預金通帳など、支払いをした証拠となるものがあれば、必ず保管しておいてください（第２段階の手続において必要になる可能性があります。）。また、今回の集団的消費者被害回復訴訟手続は、同社との契約をクーリング・オフした消費者が対象ですので、同社に対してクーリング・オフの通知書をまだ出していない方は、これを出していただく必要があります（Q 10を参照）。

Q 10 (株)即決営業にクーリング・オフの通知書を出すには、どのようにすればよいでしょうか。

A 10 次の参考例のような通知書を作成し、コピーか画像（写真）などをお手元に残した上で、郵便局から同社宛に「特定記録郵便」か「（簡易）書留郵便」で送っていただくとよいでしょう。その際、郵便局から発行される「郵便

物等受領証」も保管しておいてください。

クーリング・オフの通知書＜参考例＞

通 知 書	
私は、貴社との次の契約を、クーリング・オフにより解除します。	
契約年月日	●●年●月●日
商品名・役務名	●●●●
契約金額	●●円
私が支払った代金は返金してください。	
●●年●月●日	
(あなたの住所) ●●●●●●●●	
(あなたの氏名) ●●●●	
大阪市浪速区難波中二丁目 1 番地 7 号 なんば東ビル 6 F	
株式会社即決営業 御中	

※同社の郵便番号は、〒556-0011です。

Q 1 1 (株)即決営業に対する契約代金の支払が残っている状態で、今も支払請求が来ているのですが、どうすればよいでしょうか。

A 1 1 ホクネット（特定適格消費者団体）としては、契約者の方から個別の相談や受任をすることができません。ご自身で個別に消費生活センターや弁護士等に相談してください。

Q 1 2 他にも聞きたいことがあるのですが。

A 1 2 現時点で今回の共通義務確認訴訟についてお答えできるのは、以上の範囲です。今後お知らせできることがありましたら、このホームページ上において追加でお知らせします。どうしても質問したいという方は、ホクネットのホームページにある情報提供フォーム等からご質問ください。ただし、ご質問によっては回答できない場合や回答までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

